

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

1 概要

工場(艶金興業)の跡地に、食料品スーパーとホームセンターを新設する(法第5条第1項)

2 届出の内容

届出年月日	平成23年7月15日		
店舗	店舗名称	(仮称)木曾川玉ノ井商業施設	
	店舗所在地	一宮市木曾川町玉ノ井字吉原西1ほか58筆	
設置者	名称	昭和リース株式会社	
	代表者	代表取締役 土屋 明正	
	住所	東京都江東区東雲一丁目7番12号(移転後:東京都文京区後楽一丁目4番14号)	
	備考	なし	
小売業者	名称	マックスバリュ中部株式会社	
	代表者	代表取締役 正木 雄三	
	住所	三重県松阪市大町185番地の1	
	備考	ほか2名	
店舗面積	5,059 m ²		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	234 台
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	148 台
	荷さばき施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	321 m ²
廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり	
	容量	58.65 m ³	
施設の運営	営業時間	開店	午前9時(年間100日午前8時)(一部午前9時30分)
		閉店	午前0時(一部午後7時30分)
	駐車場利用時間帯	午前8時30分(年間100日午前7時30分)から午前0時30分(一部午後8時及び午後10時)まで	
	駐車場出入口	数	3箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷さばき時間帯	午前6時から午後10時(一部午前7時30分及び午後5時)まで		
新設する日	平成24年3月16日		

3 参考事項

敷地面積	18,130 m ²		
建築面積	6,470 m ²		
延床面積	6,299 m ²		
業態	総合店		
用途地域	準工業地域	—	—
備考			

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について、情報収集し、検討します。
(2) 深夜営業の対応	マックスバリュのみ午前0時まで営業します。 深夜騒音を最小限にするため、駐車場の利用制限(駐車台数77台)を行います。 夜間駐車場の運用に関しては、従業員及びガードマンにより管理します。 深夜の荷さばきは行わない。
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知します。
(4) テナントの履行確保	テナントとの間で、届出事項等の遵守に係る確約書等を交わします。
(5) 責任者の任命	マックスバリュ及びケーヨーの店長を責任者として任命します。
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施します。
(7) 通年の臨時措置	特売日等の繁忙時には、交通整理員を配置します。 出入口③については、荷さばき車両と来店車両が輻輳しないように荷受け作業員により安全に誘導します。
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を増員配置します。

5 施設の配置及び運営方法に関する事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

ア 駐車場の必要台数の確保

(ア) 小売店舗の必要駐車台数

a 指針による算出

行政人口	店舗面積	日來客数 原単位 (人/千㎡)	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域 の場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車 時間係数	必要駐車台数
386,132人	5,059 ㎡	950	14.40%	—	70.00%	2.00 人	0.96	233 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併設施設駐車台数	来客用駐車台数	評価
265 台	29 台	2 台	0 台	0 台	234 台	○

(イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

a 指針の参考式による算出

併設施設 の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
90 ㎡	1.8%	233 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	来客用駐車台数	評価
265 台	29 台	2 台	0 台	234 台	○

イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	242 台

ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

種別	1	収容台数		歩行者動線		分離	騒音配慮	駐車場の平面化		排ガス配慮	アイドリングストップ	評価
		234 台	76 台	歩道	交差点距離			道路形態	入出庫方法			
① ② 駐 車 場	東	1箇所	市町村道	9m	なし	25.3m	0m	76	双方向	右左折混合	なし	○
	西	1箇所	市町村道	8m	なし	0m	0m	85	双方向	右左折混合	なし	○
	南	1箇所	県道	12m	あり	5.1m	0m	81	双方向	左折のみ	なし	○
	北	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備												

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交通飽和度等の検討)

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

(ア)交通飽和度の検討

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
A交差点	飽和度	0.200	0.280	○	0.182	0.264	○
	将来交通量/可能交通容量	0.310	0.440	○	0.330	0.470	○
	ピーク時間帯	15時台			8時台		
B交差点	飽和度	0.302	0.341	○	0.290	0.329	○
	将来交通量/可能交通容量	0.430	0.490	○	0.420	0.480	○
	ピーク時間帯	14時台			18時台		
C交差点	飽和度	0.419	0.457	○	0.394	0.443	○
	将来交通量/可能交通容量	0.490	0.550	○	0.470	0.540	○
	ピーク時間帯	10時台			8時台		
D交差点 (主道路からの右折)	飽和度	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	—	遅れなし	○	—	遅れなし	○
	ピーク時間帯	14時台			18時台		
出入口① (右折出庫)	飽和度	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	—	非常に小	○	—	非常に小	○
	ピーク時間帯	10時台			8時台		
出入口② (右折入庫)	飽和度	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	—	遅れなし	○	—	遅れなし	○
	ピーク時間帯	20時台			20時台		

※周辺道路の混雑を回避するための対策等

各方面ごとに入退店経路を設定し、看板や路面表示などで誘導します。
 また、混雑時には交通整理員も配置し、スムーズかつ安全に誘導します。
 なお、周知には看板・路面表示の外に折込チラシに経路を記載するなどし、周知を図ります。
 ※夜間(午後8時以降)駐車場②及び出入口③を閉鎖するため、昼間の経路と併せて併記し、周知を図ります。
 なお、当面は、交通整理員により誘導します。

オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	SM店舗西側に1箇所、SM店舗南側に2箇所、HC店舗南西側に1箇所
駐輪場の収容台数	148台
標準収容台数	145台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	—		

位置評価	台数評価
—	—

キ 荷さばき施設の整備等

(ア)荷さばき施設の整備

場所	停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
荷さばき施設①	敷地内	隔離	96㎡	あり	16分	1台	3台	○
荷さばき施設②	敷地内	混在	170㎡	あり	30分	2台	2台	○
荷さばき施設③	敷地内	隔離	55㎡	あり	20分	1台	1台	○

(イ)計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷さばき待スペース	評価
6:00~7:00	6台	8:00~9:00	20:00~22:00	なし	なし	○

ク 経路の設定等

(ア)車両関係

a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	チラシ配布	回避	非回避	回避	あり

b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
あり	あり	非配備

※非配備の場合等の対応

車両運転手に対し、通学路付近の注意喚起の徹底

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	配慮あり

評価
○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施予定	実施予定

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	—

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	あり	—

評価
○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	12 m	なし	車両走行	なし	なし	—
西方向	10 m	なし	車両走行	なし	なし	—
南方向	1 m	なし	車両走行	3m	なし	—
北方向	10 m	なし	荷さばき・廃棄物収集作業、設備機器	なし	なし	—

遮音壁の影響	遮音壁設置あり
--------	---------

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷さばきの有無	なし
荷さばき施設建築計画面での配慮	なし
荷さばき作業運営面での配慮	アイドリングストップ、時間調整による搬入待機車削減、騒音防止意識の徹底
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
給排気口等からの騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差の解消、アイドリングストップ等の呼びかけ、夜間の利用制限
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝・深夜の作業回避
経年劣化等の事後対策	機器周辺の防音措置の強化、機器の配置の見直し・更新

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	既存住宅に影響が少ない場所に設置
運営面の騒音配慮	吹出し、吸込み口の形状検討、ダクトの吸音対策

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	49	給排気口	67								
		変動騒音	冷凍機室外機	8	キュービクル	2							
衝撃騒音		自動車走行	○	後進警報ブザー	○								
		ゴミ収集作業	○	台車走行	○								
建物の構造(高さ)		SM棟:鉄骨造平家建(9.95m)/HC棟:鉄骨造平家建(12.43m)											

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

(ア)等価騒音レベル予測

		北(A)	北(B)	北(B1)	北(B2)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	52.1 dB	39.9 dB	40.6 dB	38.5 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	39.6 dB	38.1 dB	38.7 dB	29.0 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
		東(C)	東(C1)	東(D)	東(D1)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	46.6 dB	41.6 dB	48.8 dB	47.8 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	27.5 dB	33.3 dB	28.1 dB	28.5 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
		東(D2)	南(E)	南(E1)	南(E2)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	46.8 dB	52.1 dB	48.1 dB	37.6 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	27.6 dB	30.6 dB	28.0 dB	28.1 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
		南(F)	南(F1)	南(G)	南(G1)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	35.4 dB	49.5 dB	48.1 dB	47.9 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	26.8 dB	37.4 dB	36.3 dB	35.3 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
		南(G2)	南(H)	南(H1)	南(H2)
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域
昼間基準値		60 dB	60 dB	60 dB	60 dB
夜間基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	47.5 dB	51.7 dB	49.1 dB	52.4 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	35.3 dB	37.4 dB	35.8 dB	37.8 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
		南(H3)	西(I)	西(I1)	西(J)
用途地域		準工業地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種住居地域
昼間基準値		60 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		50 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	49.8 dB	48.7 dB	48.5 dB	46.1 dB
	評価	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	37.7 dB	37.3 dB	38.8 dB	37.5 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

		西(J1)	西(J2)		
用途地域		第1種住居地域	第1種住居地域		
昼間基準値		55 dB	55 dB		
夜間基準値		45 dB	45 dB		
設置者	昼間等価騒音レベル	46.7 dB	46.5 dB		
	評価	○	○		
	夜間等価騒音レベル	37.9 dB	37.1 dB		
	評価	○	○		
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当		
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当		

※基準値を超えた場合の対応等

-

(イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無						無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か						
上記A・Bの具体的内容						
		北(a)	北(a1)	北(a2)	北(a3)	
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし	
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル	40.4dB	42.2dB	41.3dB	41.4dB	
	評価	○	○	○	○	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	17.3dB	37.3dB	16.9dB	16.5dB	
	評価	○	○	○	○	
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当	
		北(b)	東(c)	東(d)	南(e)	
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし	
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル	44dB	28.3dB	27.2dB	29.3dB	
	評価	○	○	○	○	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	16.4dB	33.5dB	33.6dB	34.5dB	
	評価	○	○	○	○	
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当	
		南(f)	南(h)	西(i)	西(j)	
用途地域		準工業地域	準工業地域	準工業地域	準工業地域	
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし	
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB	
設置者	定常騒音の騒音レベル	29.5dB	31.1dB	34.1dB	39.3dB	
	評価	○	○	○	○	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	70.5dB	45.2dB	70.5dB	45.9dB	
	評価	△	○	△	○	
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当	

※基準値を超えた場合の対応等

夜間騒音レベルの最大値の予測値が「予測地点f(70.5dB)」及び「予測地点i(70.5dB)」で、基準値(50dB)を超えています。予測地点が公道に面していることを考慮し、住宅建築可能な土地の住居側境界上に設定しました「予測地点F」、「予測地点G」及び「予測地点I」で予測しましたが、予測値が「予測地点G(51.6dB)」及び「予測地点I(55.4dB)」で、基準値を超えているため、現況の暗騒音を測定しました。

現況の暗騒音の測定値(LAeq)は「予測地点G(60.7dB)」で、予測値を上回っています。

「予測地点I(54.7dB)」で、予測値を下回っていますが、その差は0.7dBと僅少で予測値とほぼ同等レベルです。

また、LA05(59.2dB)は、予測値を上回っているため、現況の周辺環境への影響は少ないと考えられます。

なお、設置者より「周辺住民の皆様より、騒音に関する苦情等が発生した場合は誠意を持って対応いたします。」旨の申し出があります。

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

(2) 廃棄物関係

ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	十分な回収頻度を確保し、悪臭の発生防止に努めます。 密閉性を重視した建物内に保管します。
衛生問題関係配慮	生ゴミを保管する施設には、冷蔵・洗浄設備を設置します。

(ア)小売店舗の必要保管容量

a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量		保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	21.30 m ³	18.75 m ³	1日	1.052 t	0.10 t/m ³	10.52 m ³	変更なし	○
金属製廃棄物用			1日	0.035 t	0.10 t/m ³	0.35 m ³	変更なし	○
ガラス製廃棄物用			1日	0.030 t	0.10 t/m ³	0.30 m ³	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用			1日	0.101 t	0.01 t/m ³	10.12 m ³	変更なし	○
生ごみ用	18.60 m ³	-	1日	0.855 t	0.55 t/m ³	1.55 m ³	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用			1日	0.273 t	0.38 t/m ³	0.72 m ³	変更なし	○
合計	58.65 m ³		-	-	-	23.56 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく							
見かけ比重変更の理由	変更なし							
指針と異なる算定式の使用	変更なし							

b その他の廃棄物等

回収した自転車(1日1台程度)については、バックヤードで一時保管し、荷おろし後の搬入車両で収集する。

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量

該当なし(別途確保)

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する箇所には、空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収箱を設置する。 買い物袋持参運動によるレジ袋削減に取り組む。

(エ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施する。
	搬出作業の利便性の確保	なし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間及び早朝作業は控えます。
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	十分な回収頻度を確保し、悪臭の発生防止に努めます。
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便します。
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	なし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理します。
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	換気ダクトにより、住宅から遠ざけて排出できるように計画します。
併設施設からの悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 併設施設が未定のため未定ですが、悪臭の発生するようなテナントの入店は避けます。 テナント決定の際には、万一の悪臭につき必要な対策を講ずる旨を記載した契約を締結します。

評価

○

(仮称)木曾川玉ノ井商業施設

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	店舗敷地内外の清掃活動を推進します。
市町村等の公的計画への協力	協力要請があれば検討します。
照明等の配慮	隣接地への拡散防止・周辺への拡散防止に努めます。 ※午後10時以降については、夜間駐車場を運用する範囲(3箇所)のみの使用とします。
敷地内の緑地計画	空きスペースに208㎡(緑化率1.15%)の緑地を設置します。

評価
○

出店地連絡会議の意見概要	対応
①防犯カメラの設置を含めた防犯対策について、所轄警察署等関係機関と協議すること。	防犯カメラにつきましては、屋外の駐輪場や駐車場に合計で6～7台程度設置する予定です。各店舗内につきましては、SMで40台、HCで20台程度を設置する予定です。 なお、設置や管理体制等につきましては、「一宮市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき設置及び運用を行います。 なお、具体的な運用につきましては、所轄警察署生活安全課と協議・相談しながら進めていきます。
②出入口の運用について、開店後の周辺状況に応じ、適切な対策を実施されたい。	各出入口の運用につきましては、開店後の様子を見ながら、車両通行の円滑化及び交通安全を図れるように、適宜交通整理員の配置などの対応をします。また、折込チラシなどに経路や出入口利用可能時間等を記載し、来店客への周知を図ります。
③開店に伴い発生する交通渋滞について、必要な対策を実施されたい。	開店にあたり、事前に所轄警察署とも協議の上、出入口に臨時制限を設けたり、交通整理員を配置したりするなどの対策を実施します。また、渋滞に伴い発生しやすくなる店舗北側の生活道路への進入を防止するため、「生活道路のため進入禁止」等の臨時立て看板の設置や交通整理員の配置などの対応をします。
④開店後における騒音対策について、引続き、周辺住民に配慮した対策を実施されたい。	開店後は、周辺住民より要望等があった場合には、店長を窓口とし、駐車場の利用規制の強化や遮音壁の追加設置などの対応をします。

市町村の意見概要	対応
なし	—

住民等の意見の概要	—
なし	

県の意見案
意見なし

県の意見に至る考え方
出店地連絡会議での意見に対する設置者からの回答が概ね妥当であると考えられる。